



金沢市公報

号外第12号の4

平成20年(2008年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ		ページ
●規 則		○金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則	
○行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則 (行政経営課)	1	(総務課)	40
○金沢市後期高齢者医療に関する規則 (健康保険課)	2	○金沢市社会福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則 (福祉総務課)	44
○金沢市における政策会議の設置に関する規則の一部を改正する規則 (行政経営課)	31	○金沢市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則 (こども福祉課)	44
○金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則 ()	31	○金沢市公印規則の一部を改正する規則 (文書法制課)	45
○金沢市市民センター等設置規則の一部を改正する規則 (市民課)	39	○金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (広報広聴課)	47

規 則

行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第16号

行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則

(金沢市清掃従業員就業規則の一部改正)

第1条 金沢市清掃従業員就業規則(昭和24年規則第152号)の一部を次のように改正する。

第11条中「環境総務課長」を「環境政策課長」に改める。

(金沢市社会福祉事務所処務規則の一部改正)

第2条 金沢市社会福祉事務所処務規則(昭和30年規則第16号)の一部を次のように改正する。

第3条中「保健衛生課及び福祉健康センター」を「及び健康総務課」に改める。

(金沢市職員安全衛生委員会規則の一部改正)

第3条 金沢市職員安全衛生委員会規則(昭和50年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第10条第2号中「環境局環境総務課」を「環境局環境政策課」に改める。

(金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和60年規則第38号)の一部を次のように改正する。

第3条中「環境局環境保全課」を「環境局環境指導課」に改める。

(金沢市公共工事執行管理規則の一部改正)

第5条 金沢市公共工事執行管理規則(平成元年規則第46号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「泉野福祉健康センターにあっては泉野福祉健康センター次長、元町福祉健康センターにあっては元町福祉健康センター次長、駅西福祉健康センターにあっては駅西福祉健康センター次長」を削る。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

金沢市後期高齢者医療に関する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第17号

金沢市後期高齢者医療に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、法令その他別に定めるもののほか、本市が行う後期高齢者医療の事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(書類の様式)

第2条 次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保険料納入通知書 様式第1号
- (2) 保険料更正通知書 様式第2号
- (3) 督促状 様式第3号
- (4) 催告書 様式第4号
- (5) 納付書、払込書及び領収証書 様式第5号
- (6) 口座振替納付済通知書 様式第6号
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第110条において準用する介護保険法(平成9年法律第123号)第136条第1項の規定による保険料の特別徴収額の特別徴収対象被保険者に対する通知書 様式第7号
- (8) 高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法第138条第1項の規定による被保険者資格の喪失等に係る特別徴収対象被保険者に対する通知書 様式第8号
- (9) 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第110条第2項の規定による仮徴収に係る特別徴収額の変更の通知書 様式第9号
- (10) 保険料還付通知書 様式第10号
- (11) 保険料充当通知書 様式第11号

(権限の委任)

第3条 市長は、滞納保険料に係る徴収金について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第3項の規定による権限を次に掲げる者(以下「徴収職員」という。)に委任する。

- (1) 福祉健康局長
- (2) 福祉健康局健康推進部医療保険課に所属する職員

(徴収職員の証票)

第4条 徴収職員は、前条の規定により委任された権限に基づく徴収金の徴収事務を行う場合においては当該徴収職員の身分を証明する証票(様式第12号)を、徴収金に関して財産の差押えを行う場合においてはその命令を受けた徴収職員であることを証明する証票(様式第13号)をそれぞれ携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

その1

第1葉

(表)

年度 後期高齢者医療保険料(暫定)納入通知書					年	月	日	
様					金沢市長			印
高齢者の医療の確保に関する法律第104条の規定により保険料を徴収しますので通知します。各納期限までに金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関に納めてください。								
期別保険料額								
	4月	5月	6月	計				
普通徴収額								

(裏)

この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。

第2葉～第4葉

<p style="text-align: center;">後期高齢者医療 保険料領収証書</p> <p>年度 (月分) 納 期 限 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">様</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%; font-size: small;">右記の金額を領収しました。 金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関</td> <td style="width:70%;">被保険者番号</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">領収日付印</td> <td>納付額 円</td> </tr> <tr> <td>延滞金 円</td> </tr> <tr> <td>合計額 円</td> </tr> </table>	右記の金額を領収しました。 金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関	被保険者番号	領収日付印	納付額 円	延滞金 円	合計額 円	<p style="text-align: center;">後期高齢者医療保険料 領 収 済 通 知 書 後期</p> <div style="border: 1px solid gray; width: 100px; height: 20px; margin: 10px auto;"></div> <p style="text-align: center;">納 納 期 限 年 月 日</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:5%;">業務コード</th> <th style="width:5%;">振票コード</th> <th style="width:5%;">年度</th> <th style="width:5%;">年度分</th> <th style="width:5%;">月別</th> <th style="width:35%;">被保険者番号</th> <th style="width:10%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">領収日付印</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;"> 右記の金額を領収したので通知します。 (あて先)金沢市会計管理者 金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関 </td> <td>納付額 円</td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td> <td>延滞金 円</td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td> <td>合計額 円</td> </tr> </tbody> </table>	業務コード	振票コード	年度	年度分	月別	被保険者番号	備 考	領収日付印					右記の金額を領収したので通知します。 (あて先)金沢市会計管理者 金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関	納付額 円						延滞金 円						合計額 円
右記の金額を領収しました。 金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関	被保険者番号																																
領収日付印	納付額 円																																
	延滞金 円																																
	合計額 円																																
業務コード	振票コード	年度	年度分	月別	被保険者番号	備 考																											
領収日付印					右記の金額を領収したので通知します。 (あて先)金沢市会計管理者 金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関	納付額 円																											
						延滞金 円																											
						合計額 円																											

その2
第1葉

(表)

年度 後期高齢者医療保険料 (本算定) 納入通知書	年 月 日					
様	金沢市長 印					
<p>高齢者の医療の確保に関する法律第104条の規定により保険料を徴収しますので通知します。各納期限までに金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関に納めてください。</p>						
期別保険料額						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月
特別徴収額						
普通徴収額						
合計額						
10月	11月	12月	1月	2月	3月	計

(裏)

この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。

第2葉～第10葉

<p>年度 (月分) 後期高齢者医療保険料領収証書</p> <p>納期限 年 月 日</p> <p>様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">領収日付印</td> <td style="width: 80%;"> 右記の金額を領収しました。 金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関 </td> </tr> <tr> <td></td> <td> 被保険者番号 納付額 円 延滞金 円 合計額 円 </td> </tr> </table>	領収日付印	右記の金額を領収しました。 金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関		被保険者番号 納付額 円 延滞金 円 合計額 円	<p>年度 月分 後期高齢者医療保険料領収済通知書 後期</p> <p style="text-align: center;">納期限 年 月 日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">業務コード</th> <th style="width: 10%;">振票コード</th> <th style="width: 10%;">年度</th> <th style="width: 10%;">年度分</th> <th style="width: 10%;">月別</th> <th style="width: 30%;">被保険者番号</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">領収日付印</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 10%;"> 納付額 円 延滞金 円 合計額 円 </td> </tr> <tr> <td colspan="6"> 右記の金額を領収したので通知します。 (あて先)金沢市会計管理者 金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	業務コード	振票コード	年度	年度分	月別	被保険者番号	備考	領収日付印						納付額 円 延滞金 円 合計額 円	右記の金額を領収したので通知します。 (あて先)金沢市会計管理者 金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関						
領収日付印	右記の金額を領収しました。 金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関																									
	被保険者番号 納付額 円 延滞金 円 合計額 円																									
業務コード	振票コード	年度	年度分	月別	被保険者番号	備考																				
領収日付印						納付額 円 延滞金 円 合計額 円																				
右記の金額を領収したので通知します。 (あて先)金沢市会計管理者 金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関																										

その3

第1葉

(表)

年度	後期高齢者医療保険料(更正・決定)納入通知書	年	月	日
	様			
	金沢市長			印

高齢者の医療の確保に関する法律第104条の規定により保険料を徴収しますので通知します。各納期限までに金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関に納めてください。

(裏)

この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。

第2葉

年度 後期高齢者医療保険料(更正・決定)の明細

被保険者番号

○月別保険料額 (単位:円)

	変更前の保険料額		決定(変更後の)保険料額		普通徴収納付状況	
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	納付済額	この納入通知書で納める保険料額
4月分						
5月分						
6月分						
7月分						
8月分						
9月分						
10月分						
11月分						
12月分						
1月分						
2月分						
3月分						
計						
合計額					差引増減額	
保険料区分						

納付済額欄は 月 日
 現在で作成してあります。

第3葉～第11葉

年度 後期高齢者医療
保険料領収証書

(月分) 納期限
年 月 日

様

領収日付印		被保険者番号	
		納付額	円
		延滞金	円
		合計額	円

年度 後期高齢者医療保険料
領収済通知書

月分 納期限
年 月 日

納

業務コード	振票コード	年度	年度分	月別	被保険者番号	備考							
領収日付印						納付額	円						
						右記の金額を領収したので通知します。 (あて先)金沢市会計管理者 金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関						延滞金	円
												合計額	円

その4

第1葉

(表)

年度 後期高齢者医療保険料(暫定)納入通知書					年	月	日	
様					金沢市長			印
高齢者の医療の確保に関する法律第104条の規定により保険料を徴収しますので通知します。								
なお、納付額は、あなたが指定された預金口座から振替納付されます。								
期別保険料額								
	4月	5月	6月	計				
普通徴収額								

(裏)

この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。

第2葉

あなたが指定された預金口座

金融機関名		支店名
預金種別	口座番号	口座名義人

その5
第1葉

(表)

後期高齢者医療保険料（本算定）納入通知書

年 月 日

様

金沢市長 印

高齢者の医療の確保に関する法律第104条の規定により保険料を徴収しますので通知します。
なお、納付額は、あなたが指定された預金口座から振替納付されます。

期別保険料額

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
特別徴収額						
普通徴収額						
合計額						

10月	11月	12月	1月	2月	3月	計

(裏)

この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。

第2葉

あなたが指定された預金口座

金融機関名		支店名
預金種別	口座番号	口座名義人

その6

第1葉

(表)

年度	後期高齢者医療保険料 (更正・決定) 納入通知書	年	月	日
	様			
	金沢市長			印

高齢者の医療の確保に関する法律第104条の規定により保険料を徴収しますので通知します。
なお、納付額は、あなたが指定された預金口座から振替納付されます。

(裏)

この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。

第2葉

年度 後期高齢者医療保険料(更正・決定)の明細

被保険者番号

○月別保険料額 (単位:円)

	変更前の保険料額		決定(変更後の)保険料額		普通徴収納付状況	
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	納付済額	この納入通知書で納める保険料額
4月分						
5月分						
6月分						
7月分						
8月分						
9月分						
10月分						
11月分						
12月分						
1月分						
2月分						
3月分						
計						
合計額					差引増減額	
保険料区分						

納付済額欄は 月 日
 現在で作成してあります。

第3葉

あなたが指定された預金口座

金融機関名		支店名	
預金種別	口座番号	口座名義人	

様式第2号(第2条関係)

第1葉

(表)

年度	後期高齢者医療保険料	更正通知書	年	月	日
	様				
		金沢市長			印

高齢者の医療の確保に関する法律第104条の規定により保険料を更正しますので通知します。

(裏)

この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。

第2葉

年度 後期高齢者医療保険料(更正)の明細

被保険者番号

○月別保険料額(単位:円)

	変更前の保険料額		決定(変更後の)保険料額		普通徴収納付状況	
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	納付済額	この納入通知書で納める保険料額
4月分						
5月分						
6月分						
7月分						
8月分						
9月分						
10月分						
11月分						
12月分						
1月分						
2月分						
3月分						
計						
合計額					差引増減額	
保険料区分						

納付済額欄は 月 日
現在で作成してあります。

様式第3号(第2条関係)

(表)

<p style="text-align: center;">督 促 状</p> <p>あなたの後期高齢者医療保険料が滞納となっております。至急最寄りの金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市取納代理金融機関に納めてください。 ※本状(月日現在作成)の発送と前後して納付された場合は、納付済にもかかわらず本状がお手元に届くことがありますので御了承ください。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">金沢市長 印</p>	<p style="text-align: center;">納付書兼領収証書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">年度</td> <td style="width: 15%;">年度分</td> <td style="width: 15%;">特 別 会 計</td> <td style="width: 15%;">後期高齢者医療保険料</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>月分</td> <td>被保険者番号</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">保 険 料</td> <td style="width: 15%;">延 滞 金</td> <td style="width: 15%;">合 計</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">納 期 限</td> <td style="width: 15%;">年 月 日</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>法 定 納 期 限</td> <td>年 月 日</td> <td>年 月 日</td> <td>年 月 日</td> <td>年 月 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <p>上記の金額を納付します。</p> <p>上記の金額を領収しました。</p> <p style="text-align: right;">領収日付印</p>	年度	年度分	特 別 会 計	後期高齢者医療保険料			月分	被保険者番号					保 険 料	延 滞 金	合 計				円	円	円	円	円	円	納 期 限	年 月 日					法 定 納 期 限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	<p style="text-align: center;">後期高齢者医療保険料領収済通知書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">年度</td> <td style="width: 15%;">年度分</td> <td style="width: 15%;">特 別 会 計</td> <td style="width: 15%;">後期高齢者医療保険料</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>月分</td> <td>被保険者番号</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">業 務</td> <td style="width: 15%;">帳 票</td> <td style="width: 15%;">年 度</td> <td style="width: 15%;">年 度 分</td> <td style="width: 15%;">月 分</td> <td style="width: 15%;">被 保 険 者 番 号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">保 險 料</td> <td style="width: 15%;">延 滞 金</td> <td style="width: 15%;">合 計</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>上記の金額を領収したので通知します。</p> <p style="text-align: right;">領収日付印</p> <p style="text-align: center;">(あて先)金沢市会計管理者 金 沢 市 指 定 金 融 機 関、 金 沢 市 指 定 代 理 金 融 機 関 又 は 金 沢 市 取 納 代 理 金 融 機 関</p>	年度	年度分	特 別 会 計	後期高齢者医療保険料			月分	被保険者番号					業 務	帳 票	年 度	年 度 分	月 分	被 保 険 者 番 号							保 險 料	延 滞 金	合 計				円	円	円	円	円	円
年度	年度分	特 別 会 計	後期高齢者医療保険料																																																																							
月分	被保険者番号																																																																									
保 険 料	延 滞 金	合 計																																																																								
円	円	円	円	円	円																																																																					
納 期 限	年 月 日																																																																									
法 定 納 期 限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日																																																																					
年度	年度分	特 別 会 計	後期高齢者医療保険料																																																																							
月分	被保険者番号																																																																									
業 務	帳 票	年 度	年 度 分	月 分	被 保 険 者 番 号																																																																					
保 險 料	延 滞 金	合 計																																																																								
円	円	円	円	円	円																																																																					

(裏)

	<p>この欄には、納付額を納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。</p>	
--	---	--

郵 便 は か ら

様式第4号 (第2条関係)

<p style="text-align: center;">催 告 書</p> <p>あなたの下記の後期高齢者医療保険料については先に督促などで納付をお願いしてきましたが、いまだに納付もご連絡もいただけません。</p> <p style="text-align: center;"> <input style="width: 100px;" type="text"/> 月 <input style="width: 100px;" type="text"/> 日までに 近くの金融機関(郵便局は除く)へ納めてください。 </p> <p style="text-align: center;"> 年 月 日 金沢市長 (印) </p>	<p style="text-align: center;">納付書兼領収証書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">年度</td> <td style="width:20%;">年度分</td> <td style="width:20%;">特 別 会 計 後期高齢者医療保険料</td> <td style="width:40%;"></td> </tr> <tr> <td>月分</td> <td>被保険者番号</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">保 險 料</td> <td style="width:20%;">延 滞 金</td> <td style="width:20%;">合 計</td> <td style="width:40%;"></td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">領収日付印</p>	年度	年度分	特 別 会 計 後期高齢者医療保険料		月分	被保険者番号			保 險 料	延 滞 金	合 計		円	円	円	円	<p style="text-align: center;">領収済通知書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">年度</td> <td style="width:20%;">年度分</td> <td style="width:20%;">特 別 会 計 後期高齢者医療保険料</td> <td style="width:40%;">月分</td> </tr> <tr> <td>帳票</td> <td>年度</td> <td>月別</td> <td>被 保 険 者 番 号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>納</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">保 險 料</td> <td style="width:20%;">延 滞 金</td> <td style="width:20%;">合 計</td> <td style="width:40%;"></td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">領収日付印</p>	年度	年度分	特 別 会 計 後期高齢者医療保険料	月分	帳票	年度	月別	被 保 険 者 番 号				納	保 險 料	延 滞 金	合 計		円	円	円	円
年度	年度分	特 別 会 計 後期高齢者医療保険料																																				
月分	被保険者番号																																					
保 險 料	延 滞 金	合 計																																				
円	円	円	円																																			
年度	年度分	特 別 会 計 後期高齢者医療保険料	月分																																			
帳票	年度	月別	被 保 険 者 番 号																																			
			納																																			
保 險 料	延 滞 金	合 計																																				
円	円	円	円																																			
<p>この欄には、滞納額が一括納付困難な場合における納付方法等について記入すること。</p>	<p style="text-align: center;">納付書兼領収証書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">年度</td> <td style="width:20%;">年度分</td> <td style="width:20%;">特 別 会 計 後期高齢者医療保険料</td> <td style="width:40%;"></td> </tr> <tr> <td>月分</td> <td>被保険者番号</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">保 險 料</td> <td style="width:20%;">延 滞 金</td> <td style="width:20%;">合 計</td> <td style="width:40%;"></td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">領収日付印</p>	年度	年度分	特 別 会 計 後期高齢者医療保険料		月分	被保険者番号			保 險 料	延 滞 金	合 計		円	円	円	円	<p>上記の金額を納付します。</p> <p>上記の金額を領収しました。</p> <p style="text-align: center;">(あて先)金沢市会計管理者 金沢市指定金融機関、 金沢市指定代理金融機関又は金沢市 収納代理金融機関</p> <p>この領収証書は、後日の証拠として2年間保存してください。</p>																				
年度	年度分	特 別 会 計 後期高齢者医療保険料																																				
月分	被保険者番号																																					
保 險 料	延 滞 金	合 計																																				
円	円	円	円																																			

様

その3

<p>納付者住所・氏名 金沢市</p> <p>後期高齢者医療保険料 口座振替納付の不能について(お知らせ)</p> <p>あなたの納付額が 替でませんでしたが、この納付書で、もよりの 金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は 金沢市取納代理金融機関で納めてください。</p> <p>※この納付書(月 日現在作成)の発 送と前後して納付された場合は、納付済にもかかわ らず、この納付書がお手元に届くこともありま すのでご了承ください。</p> <p>様</p>	<p>年度 後期高齢者医療保険料 納付書兼領収証書</p> <p>(月分)</p> <p>納 期 限 年 月 日</p> <p>.....様</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">被保険者番号</td> </tr> <tr> <td>納付額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>月 分</td> </tr> </table> <p>領収日付印</p>	被保険者番号		納付額	円	延滞金	円	合計額	円		月 分	<p>年度 後期高齢者医療保険料 月 分領収済通知書</p> <p>.....納</p> <p>納 期 限 年 月 日</p> <p>.....様</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>業務コード</td> <td>帳票コード</td> <td>年度</td> <td>年度分</td> <td>月別</td> <td>被保険者番号</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td></td> <td>領 収 日 付 印</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>右記の金額を領収し たので通知します。 (あて先)金沢市会計 管理者 金沢市指定金融機関、 金沢市指定代理金融 機関又は金沢市取納 代理金融機関</td> <td>納付額 円 延滞金 円 合計額 円 月 分</td> </tr> </table> <p>この領収済通知書は、直接機械で処理しますの で、汚したり、折り曲げたりしないでください。</p>	業務コード	帳票コード	年度	年度分	月別	被保険者番号	備考		領 収 日 付 印				右記の金額を領収し たので通知します。 (あて先)金沢市会計 管理者 金沢市指定金融機関、 金沢市指定代理金融 機関又は金沢市取納 代理金融機関	納付額 円 延滞金 円 合計額 円 月 分
被保険者番号																										
納付額	円																									
延滞金	円																									
合計額	円																									
	月 分																									
業務コード	帳票コード	年度	年度分	月別	被保険者番号	備考																				
	領 収 日 付 印				右記の金額を領収し たので通知します。 (あて先)金沢市会計 管理者 金沢市指定金融機関、 金沢市指定代理金融 機関又は金沢市取納 代理金融機関	納付額 円 延滞金 円 合計額 円 月 分																				
<p>この領収証書は、後日の証拠として2年間保存し てください。</p>																										

その4

後期高齢者医療保険料納付書兼領収証書

納付者住所・氏名

様

年 月 日までに納めてください。

年 月 日

後期高齢者医療保険料納付連絡票

納

後期高齢者医療保険料領収済通知書

納

業 務 帳 票	年 度	年 度 分	被 保 険 者 番 号	
月 別	保 險 料		延 滞 金	
			円	円
計				
合 計				円

上記の金額を納付します。
 上記の金額を領収しました。
 金 沢 市 指 定 金 融 機 関、
 金 沢 市 指 定 代 理 金 融 機 関 又 は 金
 沢 市 収 納 代 理 金 融 機 関

領収日付印

この領収証書は、後日の証拠として2年間保存してください。

業 務 帳 票	年 度	年 度 分	被 保 険 者 番 号	
月 別	保 險 料		延 滞 金	
			円	円
計				
合 計				円

領収日付印

業 務 帳 票	年 度	年 度 分	被 保 険 者 番 号	
月 別	保 險 料		延 滞 金	
			円	円
計				
合 計				円

上記の金額を領収したので通知します。
 (あて先)金沢市会計管理者
 金 沢 市 指 定 金 融 機 関、
 金 沢 市 指 定 代 理 金 融 機 関 又 は 金
 沢 市 収 納 代 理 金 融 機 関

領収日付印

様式第6号(第2条関係)

口座振替納付済通知書		年 月 日
様		
		金沢市長 印
年 月から 年 月までの間に次のとおり口座振替により納付されたので通知します。		
(この欄には、振替額(その内訳を含む。)及び振替口座の内容並びに口座振替の方法による納入について 注意事項等を記入すること。)		

様式第7号(第2条関係)

その1

第1葉

(表)

年度 後期高齢者医療保険料特別徴収開始通知書		年 月 日
様		
高齢者の医療の確保に関する法律第104条及び第110条において準用する介護保険法第135条の規定により保険料をあなたの年金から特別徴収しますので通知します。		金沢市長 印
		被保険者番号
被保険者氏名	性別	生年月日 年 月 日
住所		
これからの保険料徴収方法等		
保険料徴収方法	特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	年金受給額	

(裏)

この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。

第2葉

期別保険料額

	保 険 料 額	
	特別徴収額	普通徴収額
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
随時		
計		
合 計 額		

この欄には、仮徴収額についての説明等を記入すること。

様式第8号(第2条関係)

<p style="text-align: center;">郵便はがき</p>	<p style="text-align: center;">年度 特別徴収中止通知書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様 金沢市長 印</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法第138条第1項の規定により特別徴収を次のとおり中止しましたので通知します。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;">被保険者氏名</td> <td style="width:30%;"></td> <td style="width:30%;">性別</td> <td style="width:10%;"></td> </tr> <tr> <td>被保険者番号</td> <td></td> <td>生年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">中止事由</p> <p style="text-align: center;">保険料額</p> <p style="text-align: center;">年間保険料額</p>	被保険者氏名		性別		被保険者番号		生年月日		住所				<p>これまでの保険料徴収方法等</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:30%;">保険料徴収方法</td><td></td></tr> <tr><td>特別徴収義務者</td><td></td></tr> <tr><td>特別徴収対象年金</td><td></td></tr> <tr><td>年金受給額</td><td></td></tr> </table> <p>これからの保険料徴収方法</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:30%;">保険料徴収方法</td><td></td></tr> </table>	保険料徴収方法		特別徴収義務者		特別徴収対象年金		年金受給額		保険料徴収方法																					
被保険者氏名		性別																																										
被保険者番号		生年月日																																										
住所																																												
保険料徴収方法																																												
特別徴収義務者																																												
特別徴収対象年金																																												
年金受給額																																												
保険料徴収方法																																												
<p style="text-align: center;">この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。</p>																																												
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;"></th> <th style="width:40%;">特別徴収額</th> <th style="width:50%;">普通徴収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4月</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5月</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6月</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7月</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8月</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9月</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10月</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11月</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12月</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1月</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2月</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3月</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>合計</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				特別徴収額	普通徴収額	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月			合計		
	特別徴収額	普通徴収額																																										
4月																																												
5月																																												
6月																																												
7月																																												
8月																																												
9月																																												
10月																																												
11月																																												
12月																																												
1月																																												
2月																																												
3月																																												
合計																																												

様式第9号(第2条関係)

<p style="text-align: center;">郵 便 は が き</p>	<p style="text-align: center;">年度 特別徴収額(仮徴収)変更通知書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様 金沢市長 団</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法第140条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第110条第2項の規定により特別徴収額(仮徴収)を次のとおり変更しましたので通知します。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:30%;">被保険者氏名</td><td style="width:30%;"></td><td style="width:30%;">性別</td></tr> <tr><td>被保険者番号</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>生年月日</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>住所</td><td colspan="2"></td></tr> </table>	被保険者氏名		性別	被保険者番号			生年月日			住所			<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:30%;">保険料徴収方法等</td><td style="width:70%;"></td></tr> <tr><td>保険料徴収方法</td><td></td></tr> <tr><td>特別徴収義務者</td><td></td></tr> <tr><td>特別徴収対象年金</td><td></td></tr> <tr><td>年金受給額</td><td></td></tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。</p>	保険料徴収方法等		保険料徴収方法		特別徴収義務者		特別徴収対象年金		年金受給額	
被保険者氏名		性別																						
被保険者番号																								
生年月日																								
住所																								
保険料徴収方法等																								
保険料徴収方法																								
特別徴収義務者																								
特別徴収対象年金																								
年金受給額																								
<p style="text-align: center;">様</p>	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:30%;">特別徴収額</td><td style="width:30%;">変更前</td><td style="width:30%;">変更後</td></tr> <tr><td>年金支払月</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4月</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6月</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8月</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>合計</td><td></td><td></td></tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:80%;">差引額</td><td style="width:20%;"></td></tr> </table>	特別徴収額	変更前	変更後	年金支払月			4月			6月			8月			合計			差引額				
特別徴収額	変更前	変更後																						
年金支払月																								
4月																								
6月																								
8月																								
合計																								
差引額																								

様式第10号 (第2条関係)

<p style="text-align: center;">後期高齢者医療保険料還付通知書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">金沢市長 印</p> <p>次のとおり過誤納となっているあなたの後期高齢者医療保険料を還付します。</p> <p style="text-align: center;">還付する後期高齢者医療保険料</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>被保険者番号</th> <th>年度</th> <th>年度分</th> <th>還付金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">還付金の算出明細</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>月分</th> <th>区分</th> <th>納付した額(円)</th> <th>納付すべき額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> </td> <td>保険料</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>合</td> <td>計</td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>過誤納金額</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>還付加算金額</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>充 当 額</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>差引還付金額</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	被保険者番号	年度	年度分	還付金額(円)					月分	区分	納付した額(円)	納付すべき額(円)		保険料			延滞金			合	計			過誤納金額		還付加算金額		充 当 額		差引還付金額		<p style="text-align: center;">後期高齢者医療保険料還付金口座振替依頼書</p> <p style="text-align: center;">(あて先) 金沢市長</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住所 _____</p> <p style="text-align: center;">氏名 _____ 印</p> <p>次の還付金額を下記の口座に振り込んでください。</p> <p style="text-align: center;">後期高齢者医療保険料還付金の明細</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>被保険者番号</th> <th>年度</th> <th>還付金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>被保険者住所</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>被保険者氏名</td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">振込を依頼する口座</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>金融機関名</td> <td>店 舗 名</td> </tr> <tr> <td>預金種別</td> <td>口 座 番 号</td> </tr> <tr> <td>口座名義人</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	被保険者番号	年度	還付金額(円)				被保険者住所			被保険者氏名			金融機関名	店 舗 名	預金種別	口 座 番 号	口座名義人		<p>この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。</p>
被保険者番号	年度	年度分	還付金額(円)																																																
月分	区分	納付した額(円)	納付すべき額(円)																																																
	保険料																																																		
	延滞金																																																		
合	計																																																		
過誤納金額																																																			
還付加算金額																																																			
充 当 額																																																			
差引還付金額																																																			
被保険者番号	年度	還付金額(円)																																																	
被保険者住所																																																			
被保険者氏名																																																			
金融機関名	店 舗 名																																																		
預金種別	口 座 番 号																																																		
口座名義人																																																			

(裏)

この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。

様式第12号 (第4条関係)

(表)

第 号

後期高齢者医療保険料徴収職員証

所 属
職 名
氏 名

上記の者は、金沢市後期高齢者医療に関する規則第3条の規定による徴収職員であることを証明します。

年 月 日

金沢市長

印

(裏)

(この欄には、金沢市後期高齢者医療に関する規則第3条及び第4条、高齢者の医療の確保に関する法律第113条並びに地方自治法第231条の3第3項の条文を記載すること。)

様式第13号 (第4条関係)

(表)

第	号	
後期高齢者医療保険料滞納者財産差押職員証		
	所 属 職 名 氏 名	
上記の者は、金沢市後期高齢者医療に関する規則第3条の規定による徴収職員であることを証明します。		
年	月	日
金沢市長		印

(裏)

(この欄には、金沢市後期高齢者医療に関する規則第3条及び第4条、高齢者の医療の確保に関する法律第113条並びに地方自治法第231条の3第3項の条文を記載すること。)
--

金沢市における政策会議の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第18号

金沢市における政策会議の設置に関する規則の一部を改正する規則

金沢市における政策会議の設置に関する規則（平成19年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「都市政策局長」を「産業局長」に改める。

第4条第1号中「都市政策局企画調整課」を「産業局ものづくり政策課」に改め、同条第2号中「市民局防災安全課」を「市民局防災管理課」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第19号

金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市補助組織及び分掌事務規則（平成8年規則第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

	玉川こども図書館開設準備室 圏域交流課 情報政策課	を
	金沢西部図書館開設準備室 情報政策課	に、
文化スポーツ部	国際文化課 スポーツ振興課	を
文化交流部	文化政策課 国際交流課	に、
総務局	秘書課 総務課	を
総務局 美術工芸大学法人化準備室	秘書課 総務課	に、
	滞納整理室 資産税課 市民税課	を
	資産税課 市民税課	に、
	工業振興課	を

	ものづくり政策課	に、
	防災安全課 広報広聴課 市民課 健康保険課	を
	防災安全課 広報広聴課 市民課 生活衛生室 近江町交流プラザ開設準備室 市民スポーツ課	に、
健康推進部	保健衛生課	を
泉野福祉健康センター		
元町福祉健康センター		
保健所		
健康推進部	健康総務課 泉野福祉健康センター 元町福祉健康センター 駅西福祉健康センター 医療保険課	に、
保健所		
環境局	環境総務課	を
環境局	環境政策課	に、
	施設管理課 西部クリーンセンター 東部クリーンセンター 西部衛生センター 環境保全課	を
	施設管理課 西部クリーンセンター新工場建設事務所 西部クリーンセンター 東部クリーンセンター 西部衛生センター 環境指導課	に、
	再開発課 近江町市場再整備事務所	を

	市街地再生課 町家再生推進室 近江町市場再整備事務所	に、
	市営住宅課 区画整理課	を
	市営住宅課	に

改める。

第3条第1項の表中

	6 地方分権の推進に係る調整に関する事項 7 特命事項の調査及び計画に関する事項 8 局の所管事務で他課に属しない事項	を
	6 地方分権の推進に係る調整に関する事項 7 広域行政に関する事項 8 地方公共団体の協議会及び公共団体等の活動調整に関する事項 9 特命事項の調査及び計画に関する事項 10 局の所管事務で他課に属しない事項	に、
玉川こども図書館開設準備室	1 玉川こども図書館の開設準備に関する事項	を
金沢西部図書館開設準備室	1 金沢西部図書館の開設準備に関する事項	に

改め、同表圏域交流課の項を削り、同条第3項中「文化スポーツ部の」を「文化交流部の」に改め、同項の表中

文化スポーツ部	1 芸術文化及びスポーツの振興並びに国際化の推進に関する事項	を
国際文化課	1 文化振興施策の企画及び推進に関する事項 2 文化施設等に関する事項（他課の所管に属するものを除く。） 3 国際化施策の企画及び推進に関する事項 4 姉妹都市等との国際交流に関する事項 5 財団法人金沢芸術創造財団に関する事項 6 財団法人金沢文化振興財団に関する事項 7 財団法人横浜記念金沢の文化創生財団に関する事項 8 財団法人金沢国際交流財団に関する事項	
スポーツ振興課	1 スポーツ振興施策の企画及び推進に関する事項 2 スポーツ・レクリエーション活動の普及奨励並びに団体等の指導助言及び育成に関する事項 3 スポーツ施設の整備及び管理運営に関する事項 4 財団法人金沢市スポーツ事業団に関する事項	

文化交流部	1 芸術文化の振興並びに国際化及び都市間交流の推進に関する事項	に
文化政策課	1 文化振興施策の企画及び推進に関する事項 2 文化施設等に関する事項（他課の所管に属するものを除く。） 3 財団法人金沢芸術創造財団に関する事項 4 財団法人金沢文化振興財団に関する事項 5 財団法人横浜記念金沢の文化創生財団に関する事項	
国際交流課	1 国際化施策の企画及び推進に関する事項 2 姉妹都市等との国際交流に関する事項 3 都市間交流に関する事項 4 財団法人金沢国際交流財団に関する事項	

改め、同条第4項の表中

	2 寺社風景の保全に関する事項 3 町家等の保存及び再生に関する事項	を
--	---------------------------------------	---

	2 寺社風景の保全に関する事項	に
--	-----------------	---

改める。

第4条の表中

	12 税務事務で他課に属しない事項	を
滞納整理室	1 市税の高額滞納者に対する滞納整理に関する事項	

	12 税務事務で他課に属しない事項	に
--	-------------------	---

改め、同条に次の1項を加える。

2 美術工芸大学法人化準備室の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

局等	分掌事務
美術工芸大学法人化準備室	1 金沢美術工芸大学の法人化準備に関する事項

第5条第1項の表中

工業振興課	1 工業行政の企画及び調整に関する事項 2 産業構造の高度化に関する事項 3 工業の経営指導に関する事項 4 工業の販路拡張に関する事項 5 その他工業及び鉱業の振興に関する事項	を
-------	---	---

ものづくり政策課	1 ものづくり産業の振興に関する事項（他課の所管に属する事項を除く。） 2 工業行政の企画及び調整に関する事項 3 産業構造の高度化に関する事項 4 工業の経営指導に関する事項 5 工業の販路拡張に関する事項 6 その他工業及び鉱業の振興に関する事項	に
----------	--	---

改め、同条第2項の表中

	<ol style="list-style-type: none"> 3 米生産調整推進対策に関する事項 4 土地改良事業及び農村環境整備に関する事項 5 地籍調査事業に関する事項 6 金沢湯涌みどりの里に関する事項 7 食肉流通センターに関する事項 8 市営競馬事業に関する事項 9 農村下水道事業に関する事項 10 農地及び土地改良施設の災害の復旧に関する事項 	を
--	--	---

	<ol style="list-style-type: none"> 3 農産物の流通促進に関する事項 4 米生産調整推進対策に関する事項 5 土地改良事業及び農村環境整備に関する事項 6 地籍調査事業に関する事項 7 金沢湯涌みどりの里に関する事項 8 食肉流通センターに関する事項 9 市営競馬事業に関する事項 10 農村下水道事業に関する事項 11 農地及び土地改良施設の災害の復旧に関する事項 	に、
--	---	----

	<ol style="list-style-type: none"> 6 林地及び林業施設の災害の復旧に関する事項 	を
--	--	---

	<ol style="list-style-type: none"> 6 林産物の生産、加工及び流通に関する事項 7 林地及び林業施設の災害の復旧に関する事項 	に、
--	---	----

農業センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林業の営農指導及び普及に関する事項 2 農林業の生産技術の開発及び研究に関する事項 3 農業大学校の運営に関する事項 4 農林産物の加工及び流通に関する事項 5 施設の維持管理に関する事項 	を
--------	---	---

農業センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業の営農指導及び普及に関する事項 2 農産物の生産技術及び加工技術の開発及び研究に関する事項 3 農業大学校の運営に関する事項 4 施設の維持管理に関する事項 	に
--------	---	---

改める。

第6条の表中「防災安全課」を「防災管理課」に改め、同表市民課の項第13号エ中「老人保健法の規定による」を削り、同号カ中「国民健康保険」の次に「、後期高齢者医療」を加え、同表中

	キ 児童生徒の就学通知に関する事項	を
--	-------------------	---

	キ 児童生徒の就学通知に関する事項	に
生活衛生室	<ol style="list-style-type: none"> 1 市営墓地及び斎場に関する事項 2 墓地、埋葬等に関する事項 	
近江町交流プラザ開設準備室	<ol style="list-style-type: none"> 1 近江町交流プラザの開設準備に関する事項 	

改め、同表健康保険課の項を削り、同表に次のように加える。

市民スポーツ課	<ol style="list-style-type: none"> 1 スポーツ振興施策の企画及び推進に関する事項 2 スポーツ・レクリエーション活動の普及奨励並びに団体等の指導助言及び育成に関する事項 3 スポーツ施設の整備及び管理運営に関する事項 4 財団法人金沢市スポーツ事業団に関する事項
---------	---

第7条第1項の表生活支援課の項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

2 中国残留邦人等支援給付に関する事項

第7条第1項の表中

	<ol style="list-style-type: none"> 2 教育相談に関する事項 3 保育相談の実施に関する事項 4 児童相談に関する事項 5 相談に関する専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 6 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 	を
	<ol style="list-style-type: none"> 2 保育相談の実施に関する事項 3 児童相談に関する事項 4 相談に関する専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 5 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 	に

改め、同条第2項の表を次のように改める。

部等	分掌事務
健康推進部	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康づくりの推進、衛生行政並びに福祉及び保健のサービスに関する事項
健康総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健衛生行政の企画及び調整に関する事項 2 公衆衛生の普及及び向上に関する事項 3 生活習慣病の予防に関する事項 4 健康増進事業の実施に関する事項 5 乳幼児、高齢者等の医療費助成に関する事項 6 医療法に基づく医療機関の施設整備に関する事項 7 救急医療に関する事項 8 簡易水道に関する事項
泉野福祉健康センター 元町福祉健康センター 駅西福祉健康センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康増進に係る情報の収集及び提供に関する事項 2 健康相談及び健康教育に関する事項 3 保健指導に関する事項 4 乳幼児の集団健康診査に関する事項 5 母子健康手帳の交付に関する事項 6 健康手帳の交付に関する事項 7 精神保健に関する事項（保健所が所管する事項を除く。） 8 治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項 9 栄養相談及び栄養指導に関する事項（保健所が所管する事項を除く。） 10 高齢者等の医療費受給者証の交付に関する事項

	<ul style="list-style-type: none"> 11 身体障害者手帳の交付に関する事項 12 介護保険に係る要介護認定等に関する事項 13 予防接種に関する事項 14 福祉、保健及び介護保険に係る各種相談及び申請の受付に関する事項 15 こども広場に関する事項 16 お年寄り福祉支援センターに関する事項
医療保険課	<ul style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険の給付に関する事項 2 国民健康保険被保険者の資格に関する事項 3 国民健康保険料の賦課に関する事項 4 国民健康保険料等の収納に関する事項 5 国民健康保険料納付組合に関する事項 6 国民健康保険運営協議会に関する事項 7 国民健康保険保健事業に関する事項 8 特定健康診査及び特定保健指導に関する事項 9 後期高齢者医療制度の届出及び申請の受付に関する事項 10 後期高齢者医療保険料等の収納に関する事項 11 その他医療保険に関する事項
保健所	<ul style="list-style-type: none"> 1 法令に基づく保健所事務 2 金沢市衛生事務委任に関する規則に定める事項 3 養育医療に関する事項 4 育成医療に関する事項 5 小児慢性特定疾患治療研究事業に関する事項

第8条の表環境総務課の項を次のように改める。

環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> 1 環境保全に係る総合企画及び連絡調整に関する事項 2 環境保全に係る調査研究に関する事項 3 環境情報に関する事項 4 地球環境の保全に関する事項 5 自然環境の保全に係る規制指導並びに普及及び啓発に関する事項 6 野生動植物の保護に関する事項 7 廃棄物処理事業の企画及び調整に関する事項 8 廃棄物処理施設の建設計画に関する事項 9 廃棄物処理手数料の収入に関する事項 10 廃棄物関係資料の収集及び統計に関する事項 11 局の所管事務で他課に属しない事項
戸室新保埋立場	<ul style="list-style-type: none"> 1 廃棄物埋立場の管理運営に関する事項 2 廃棄物の埋立処分に関する事項 3 廃棄物処理手数料の収入に関する事項
埋立場建設準備室	<ul style="list-style-type: none"> 1 新廃棄物埋立場の整備計画及び建設に関する事項

第8条の表中

	<ul style="list-style-type: none"> 5 一般廃棄物の適正処理指導に関する事項 6 廃棄物の不法投棄の防止に関する事項 7 側溝の汚泥の収集に関する事項 8 リサイクルプラザの管理運営に関する事項 9 廃棄物処理手数料の収入に関する事項 	を
	<ul style="list-style-type: none"> 5 廃棄物の収集、運搬及び処分における局内の調整に関する事項 6 清掃職員の研修に関する事項 7 一般廃棄物の処理実施計画に関する事項 8 一般廃棄物の適正処理指導に関する事項 9 臨時のごみの収集に関する事項 10 リサイクルプラザの管理運営に関する事項 11 公衆便所の維持管理に関する事項 12 廃棄物処理手数料の収入に関する事項 	に、
	<ul style="list-style-type: none"> 3 廃棄物処理手数料の収入に関する事項 4 西部クリーンセンター新工場の整備計画及び建設に関する事項 	を
西部クリーンセンター	1 西部クリーンセンターの管理運営に関する事項	
	<ul style="list-style-type: none"> 3 廃棄物処理手数料の収入に関する事項 	
西部クリーンセンター新工場建設事務所	1 西部クリーンセンター新工場の整備計画及び建設に関する事項	に
西部クリーンセンター	1 西部クリーンセンターの管理運営に関する事項	

改め、同表環境保全課の項を次のように改める。

環境指導課	<ul style="list-style-type: none"> 1 生活環境の保全に関する次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> ア 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭及び土壌汚染の調査及び規制指導に関する事項 イ 地下水保全及び地盤沈下対策に関する事項 ウ 浄化槽の設置及び監視指導に関する事項 エ 公害関係法令等の各種届出及び苦情相談に関する事項 オ 普及及び啓発に関する事項 2 有害鳥獣の捕獲の許可に関する事項 3 傷病鳥獣の保護に関する事項 4 一般廃棄物処理業の許可に関する事項 5 一般廃棄物処理施設の設置許可及び設置届出の受理に関する事項 6 産業廃棄物の適正処理指導に関する事項 7 産業廃棄物処理業の許可に関する事項 8 産業廃棄物処理施設の設置許可に関する事項 9 浄化槽清掃業の許可に関する事項 10 使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する許可に関する事項 11 廃棄物の不法投棄の防止に関する事項
-------	---

第9条第1項の表都市計画課の項第9号中「事項」を「事項（防災まちづくりの推進に関する事項を除く。）」に改め、同表再開発課の項を次のように改める。

市街地再生課	1 市街地の再生に関する事項 2 市街地再開発事業に関する事項 3 土地区画整理事業に関する事項 4 農住組合の認可及び指導等に関する事項 5 防災まちづくりの推進に関する事項 6 金沢駅東駐車場及び武蔵地下駐車場に関する事項 7 財団法人金沢まちづくり財団に関する事項
町家再生推進室	1 町家等の保全及び再生に関する事項
近江町市場再整備事務所	1 武蔵ヶ辻地区の市街地再開発に関する事項

第9条第2項の表中

「	6 電線類地中化事業に係る工事の施行に関する事項	」を
「	6 電線類地中化事業に係る調整及び工事の施行に関する事項	」に、
「	8 交通安全施設の整備に関する事項 9 電線類地中化事業に係る調整に関する事項	」を
「	8 交通安全施設の整備に関する事項	」に

改め、同条第3項の表中

「	5 特定優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅に関する事項	」を	
区画整理課	1 土地区画整理事業の調査及び計画に関する事項 2 土地区画整理組合等の認可、指導、監督及び助成に関する事項 3 土地区画整理事業の施行に伴う工事の設計及び監督に関する事項 4 土地区画整理事業地内の建築等の許可に関する事項 5 農住組合の認可、指導、監督及び助成に関する事項 6 財団法人金沢まちづくり財団に関する事項		
「	5 特定優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅に関する事項		」に

改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

金沢市市民センター等設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第20号

金沢市市民センター等設置規則の一部を改正する規則

金沢市市民センター等設置規則（平成13年規則第104号）の一部を次のように改正する。

第4条中第16号を第17号とし、第11号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 後期高齢者医療の加入及び脱退の届出に関する事務

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第21号

金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則

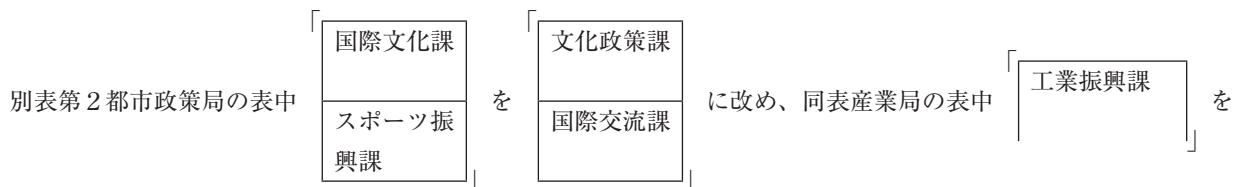
金沢市事務決裁規則(昭和60年規則第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「農業センター」を「美術工芸大学法人化準備室、農業センター」に、「、こども総合相談センター、泉野福祉健康センター、元町福祉健康センター及び駅西福祉健康センター」を「及びこども総合相談センター」に改め、同条第11号中「泉野福祉健康センターにあつては泉野福祉健康センター次長、元町福祉健康センターにあつては元町福祉健康センター次長、駅西福祉健康センターにあつては駅西福祉健康センター次長、」を削る。

第5条第4項中「置かない局()の次に「総務局(美術工芸大学法人化準備室に限る。)及び」を、「所管課長」の次に「、美術工芸大学法人化準備室にあつては美術工芸大学法人化準備室長」を加える。

第13条中「各課長」の次に「、玉川こども図書館開設準備室長」を加える。

別表第1組織及び人事管理の表の備考第1項中「城北児童会館長」の次に「、福祉健康センター所長」を加え、同備考第2項中「福祉健康センター所長及び」を削り、同備考第4項中「置かない局()の次に「総務局(美術工芸大学法人化準備室に限る。)及び」を、「所管局長」と」の次に「、美術工芸大学法人化準備室にあつては「美術工芸大学法人化準備室長」と」を加え、同表事務の執行の表の備考第1項及び同表財産管理の表の備考中「置かない局()の次に「総務局(美術工芸大学法人化準備室に限る。)及び」を、「所管局長」と」の次に「、美術工芸大学法人化準備室にあつては「美術工芸大学法人化準備室長」と」を加え、同表契約アの表の備考中「置かない局()の次に「総務局(美術工芸大学法人化準備室に限る。)及び」を、「所管局長」と」の次に「、美術工芸大学法人化準備室にあつては「美術工芸大学法人化準備室長」と」を加え、同表契約イの表第2号の項中「文化スポーツ部長」を「文化交流部長」に、「玉川図書館長」を「玉川こども図書館開設準備室長、玉川図書館長」に、「国際文化課長」を「文化政策課長」に改め、同イの表の備考第4項中「所管局長」とあるのは」を「所管部長」とあるのは、美術工芸大学法人化準備室にあつては「美術工芸大学法人化準備室長」と」に、「、「こども総合相談センター」を「こども総合相談センター」に改め、同表支出アの表の備考第1項中「、福祉健康センターにあつては「福祉健康センター所長」と」を削り、「「保健所長」を「、「保健所長」に改め、「それぞれ」を削り、同備考第5項中「とあるのは」の次に「、美術工芸大学法人化準備室にあつては「美術工芸大学法人化準備室長」と」を加え、「福祉健康センターにあつては「福祉健康センター所長」と」を削り、同表収入の表の備考第2項中「置かない局()の次に「総務局(美術工芸大学法人化準備室に限る。)及び」を、「所管局長」と」の次に「、美術工芸大学法人化準備室にあつては「美術工芸大学法人化準備室長」と」を加える。



「ものづくり政策課」に改め、同表市民局の表市民課の項を次のように改める。

市民課	1 住民基本台帳の職権消除に関する こと。			○	
	2 戸籍に関する簿書の廃棄			○	
	3 戸籍の訂正申請に関する こと。			○	

4	火葬及び埋葬の許可並びに火葬炉の使用の許可			○	
5	市有墓地の使用の許可及び市有墓地の返還			○	
6	墓地、納骨堂又は火葬場の経営等の許可及び墓地改葬の許可		○		
7	斎場の待合室及び霊安室の使用の許可			○	
8	諸証明（他課に属するものを除く。）の交付等			○	
9	外国人登録に関すること。			○	
10	自動車臨時運行許可			○	
11	国民年金保険の被保険者の資格の得喪			○	

別表第2 市民局の表健康保険課の項を削り、同表福祉健康局の表生活支援課の項に次のように加える。

2	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に関する事項				
(1)	指定医療機関の指定			○	
(2)	診療報酬の額の決定			○	

別表第2 福祉健康局の表こども総合相談センターの項を次のように改める。

こども総合相談センター	1	保護者に対する児童の身辺へのつきまとい等の禁止の命令に関すること。		○		
-------------	---	-----------------------------------	--	---	--	--

別表第2 福祉健康局の表保健衛生課の項及び福祉健康センターの項を次のように改める。

健康総務課	1	更生医療の診療報酬（公費負担額）の決定			○	
	2	福祉健康センターの事業の運営方針の決定に関すること。			○	
	3	福祉健康センター間の事務調整に関すること。			○	
	4	乳幼児に係る集団健康診査の対象者の決定				○
	5	予防接種の対象者の決定			○	
	6	医療を受けることができる者への健康手帳の交付				○
	7	福祉タクシー、補助具等の利用の助成に係る受給者の資格の決定				○
	8	特定疾患治療費の助成に係る受給者の認定				○
	9	難病患者等の日常生活用具等の給付又は貸与の決定				○
	10	難病患者等の短期入所者等の決定				○

	11 医療保護入院が必要な精神障害者に対し、親族等がない場合の保護者の決定				○	
医療保険課	1 国民健康保険法に関する事項 (1) 国民健康保険団体連合会への医療に関する費用の審査及び支払に関する事務の委託				○	
	(2) 療養費（高額療養費を含む。）の支給の決定				○	
	(3) 第三者への損害賠償請求				○	
	(4) 第三者から損害賠償を受けた者に対する医療の一部を行わないことの決定				○	
	(5) 被保険者等に対する文書その他の物件の提出の命令、質問等				○	
	2 国民健康保険の被保険者の資格の得喪				○	
	3 療養担当者外療養給付の承認				○	
	4 金沢市国民健康保険条例に規定する保険給付（療養の支給を除く。）の決定				○	
	5 後期高齢者医療の被保険者等に対する文書その他の物件の提出の命令、質問等				○	
	6 後期高齢者医療の被保険者の資格の得喪				○	
	7 旧老人保健法に関する事項 (1) 基金等への医療等に関する費用の審査及び支払並びに医療等に要する費用の額の通知に関する事務の委託				○	
	(2) 医療費等の支給の決定				○	
	(3) 第三者への損害賠償請求				○	
	(4) 第三者から損害賠償を受けた者に対する医療の一部を行わないことの決定				○	
	(5) 医療を受ける者等に対する文書その他の物件の提出の命令、質問等				○	
(6) 保険者の求めに応じた医療等に要する費用に関する文書の提出				○		

別表第2福祉健康局の表の摘要中「、福祉健康センターの項第3号から第6号まで及び第12号にあつては「福祉健康センター所長」と、」を削り、「保健所長」との次に「、「所管課長」とあるのは健康総務課の項第4号及び第6号から第11号までにあつては「福祉健康センター所長」と」を加え、同表環境局の表環境総務課の項を次のように改める。

環境政策課	1 金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例に関する事項 (1) 手数料徴収の基礎となる数量の認定				○	
	2 戸室新保埋立場への廃棄物の搬入の承認				○	

別表第2 環境局の表リサイクル推進課の項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

4 清掃職員研修の計画及び実施		○			
-----------------	--	---	--	--	--

別表第2 環境局の表施設管理課の項第2号中「環境総務課」を「環境指導課」に改め、同環境局の表環境保全課の項を次のように改める。

環境指導課	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する事項 (1) 産業廃棄物の処理に係る命令及び許可並びに許可の取消し		○			
	(2) 廃棄物再生利用業の指定及び取消し		○			
	(3) 一般廃棄物の処理に係る命令及び許可並びに許可の取消し		○			
	2 使用済自動車の再資源化等に関する法律に関する事項 (1) 引取業者及びフロン回収業者の登録				○	
	(2) 引取業者及びフロン回収業者の登録の拒否及び取消し		○			
	(3) 解体業及び破碎業の許可及び不許可並びに許可の取消し		○			
	(4) 関連事業者に対する勧告及び命令		○			
	3 金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例に関する事項 (1) 勧告及び命令(第5章の規定に係る部分に限る。)		○			
	4 金沢市産業廃棄物適正処理指導要綱に関する事項 (1) 産業廃棄物処理施設の設置等に係る審査、協議、指導及び助言		○			
	(2) 県外産業廃棄物の搬入に係る承認		○			
	(3) 勧告		○			
	(4) 事務取扱要領の決定		○			
	5 特定施設の設置等に係る届出書の受理		○			
	6 特定施設の設置等に係る実施の制限期間の短縮				○	

7	大気汚染防止法、騒音規制法、水質汚濁防止法若しくは振動規制法又は金沢市環境保全条例の規定に基づく勧告及び命令		○			
8	浄化槽保守点検業者の登録			○		
9	浄化槽保守点検業者の変更の登録			○		
10	鳥獣飼養の登録			○		
11	有害鳥獣の捕獲の許可		○			

別表第2都市整備局の表再開発課の項を次のように改める。

市街地再生課	1	第1種市街地再開発事業施行地区内における土地の形質の変更等の許可				○
	2	市街地再開発事業における権利変換計画に係る清算金の分割徴収の決定				○
	3	土地区画整理事業及び農住組合に係る認可及び承認（設立に係るものを除く。）		○		○ (軽易なもの)
	4	土地区画整理事業施行地区内における土地の形質の変更及び建築等の許可（代執行に係るものを除く。）				○

別表第2都市整備局の表区画整理課の項を削る。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

金沢市社会福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第22号

金沢市社会福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則

金沢市社会福祉事務所長委任規則（昭和36年規則第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第4項」の次に「、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第19条第4項」を加え、同条第1号の次に次の1号を加える。

(1)の2 中国残留邦人等支援法関係

ア 中国残留邦人等支援法に規定する支援給付に係る同法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法の規定による前号に掲げる事務

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

金沢市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第23号

金沢市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則

金沢市児童相談所長事務委任規則（平成18年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ケ中「立入調査等」を「立入り及び調査又は質問」に改め、同条第2号イ中「聴取」の次に「及び指導の効果等の勘案」を加え、同イを同号セとし、同セの前に次のように加える。

- オ 法第9条の2第1項の規定による再出頭の求め及び児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の調査又は質問に関する事。
- カ 法第9条の2第2項において準用する法第8条の2第2項の規定による再出頭の求めに係る保護者に対する書面による告知に関する事。
- キ 法第9条の3第1項の規定による児童の福祉に関する事務に従事する職員の臨検又は捜索に関する事。
- ク 法第9条の3第2項の規定による臨検又は捜索における児童の福祉に関する事務に従事する職員の調査又は質問に関する事。
- ケ 法第9条の3第3項の規定による許可状の請求に係る資料の提出に関する事。
- コ 法第9条の3第5項の規定による児童の福祉に関する事務に従事する職員に対する許可状の交付に関する事。
- サ 法第10条第2項の規定による警察署長に対する援助の要請に関する事。
- シ 法第11条第3項の規定による保護者に対する勧告に関する事。
- ス 法第11条第4項の規定による勧告に従わない場合の一時保護等の措置に関する事。

第2条第2号ア中「立入調査等」を「立入り及び調査又は質問」に改め、同アを同号エとし、同エの前に次のように加える。

- ア 法第8条の2第1項の規定による出頭の求め及び児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の調査又は質問に関する事。
- イ 法第8条の2第2項の規定による出頭の求めに係る保護者に対する書面による告知に関する事。
- ウ 法第8条の2第3項の規定による出頭の求めに応じない場合における児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問その他の措置に関する事。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

金沢市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第24号

金沢市公印規則の一部を改正する規則

金沢市公印規則（昭和50年規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表エの表登記事務用市長印の項中「国民健康保険事務」の次に「及び後期高齢者医療事務」を加え、「健康保険課長」を「医療保険課長」に改め、同エの表火葬執行事務用市長印の項中「保健衛生課長」を「市民課長」に改め、同エの表環境保全事務用市長印の項中「環境保全課長」を「環境指導課長」に改め、同エの表戸籍用及び住民基本台帳用並びに埋火葬及び自動車臨時運行許可市長印の項を次のように改める。

戸籍用及び住民基本台帳用並びに埋火葬及び自動車臨時運行許可市長印	方21	てん書	戸籍及び住民基本台帳に関する文書並びに外国人登録原票、外国人登録証明書、死体埋火葬許可証、死胎埋火葬許可証、火葬炉の使用に関する文書、埋葬の事実を証する文書、改葬許可証及び自動車臨時運行許可証	市民課長	7	<table border="1" style="text-align: center;"> <tr> <td>長 金 石 澤 川 印 市 縣</td> </tr> <tr> <td>市 民</td> </tr> </table>	長 金 石 澤 川 印 市 縣	市 民
			長 金 石 澤 川 印 市 縣					
市 民								
戸籍及び住民基本台帳に関する文書並びに外国人登録原票、外国人登録証明書、死体埋火葬許可証、死胎埋火葬許可証、火葬炉の使用に関する文書及び自動車臨時運行許可証	市民センター 所長	各 1						

別表エの表国民健康保険事務用市長印1号の項から国民健康保険事務用市長印3号の項までの規定中「健康保険課長」を「医療保険課長」に改め、同項の次に次のように加える。

後期高齢者医療事務用市長印1号	方15	てん書	後期高齢者医療保険料の納入通知書及び督促状	医療保険課長	1	<table border="1"> <tr> <td>長 金 沢 市 印 市</td> </tr> <tr> <td>後 期</td> </tr> </table>	長 金 沢 市 印 市	後 期
長 金 沢 市 印 市								
後 期								
後期高齢者医療事務用市長印2号	方21	てん書	後期高齢者医療保険料還付通知書、後期高齢者医療保険料充当通知書並びに国税徴収法第141条の規定による質問及び検査に関する文書、差押書、交付要求書、公売通知書、地方税法第20条の2の規定による公示送達に関する公告文書その他の滞納整理に関する文書	医療保険課長	1	<table border="1"> <tr> <td>長 金 石 沢 川 印 市 県</td> </tr> <tr> <td>後 期</td> </tr> </table>	長 金 石 沢 川 印 市 県	後 期
長 金 石 沢 川 印 市 県								
後 期								

別表エの表介護保険事務用市長印1号の項中「介護保険標準負担額減額認定証」を「介護保険負担限度額認定証」に改め、同エの表老人保健事務用市長印の項を削り、同表オの表登記事務用市長職務代理者印の項中「国民健康保険事務」の次に「及び後期高齢者医療事務」を加え、「健康保険課長」を「医療保険課長」に改め、同オの表火葬執行事務用市長職務代理者印の項中「保健衛生課長」を「市民課長」に改め、同オの表環境保全事務用市長職務代理者印の項中「環境保全課長」を「環境指導課長」に改め、同オの表戸籍用及び住民基本台帳用並びに埋火葬及び自動車臨時運行許可市長職務代理者印の項を次のように改める。

戸籍用及び住民基本台帳用並びに埋火葬及び自動車臨時運行許可市長職務代理者印	方21	てん書	市長職務代理者名をもってする戸籍及び住民基本台帳に関する文書並びに外国人登録原票、外国人登録証明書、死体埋火葬許可証、死胎埋火葬許可証、火葬炉の使用に関する文書、埋葬の事実を証する文書、改葬許可証及び自動車臨時運行許可証	市民課長	6	<table border="1"> <tr> <td>代 長 金 理 職 沢 者 務 市 印 市</td> </tr> <tr> <td>市 民</td> </tr> </table>	代 長 金 理 職 沢 者 務 市 印 市	市 民
			代 長 金 理 職 沢 者 務 市 印 市					
市 民								
市長職務代理者名をもってする戸籍及び住民基本台帳に関する文書並びに外国人登録原票、外国人登録証明書、死体埋火葬許可証、死胎埋火葬許可証、火葬炉の使用に関する文書及び自動車臨時運行許可証	市民センター 所長	各 1						

別表オの表国民健康保険事務用市長職務代理者印1号の項から国民健康保険事務用市長職務代理者印3号の項までの規定中「健康保険課長」を「医療保険課長」に改め、同項の次に次のように加える。

後期高齢者医療事務用市長職務代理者印1号	方15	てん書	市長職務代理者名をもってする後期高齢者医療保険料の納入通知書及び督促状	医療保険課長	1	<table border="1"> <tr> <td>代 長 金 理 職 沢 者 務 市 印 市</td> </tr> <tr> <td>後 期</td> </tr> </table>	代 長 金 理 職 沢 者 務 市 印 市	後 期
代 長 金 理 職 沢 者 務 市 印 市								
後 期								

後期高齢者医療 事務用市長職務 代理者印2号	方21	てん書	市長職務代理者名をもってする後期高齢者医療保険料還付通知書、後期高齢者医療保険料充当通知書並びに国税徴収法第141条の規定による質問及び検査に関する文書、差押書、交付要求書、公売通知書、地方税法第20条の2の規定による公示送達に関する公告文書その他の滞納整理に関する文書	医療保険課長	1	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1230 230 1374 353">長 金 職 沢 務 市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1230 353 1374 398">後 期</td> </tr> </table>	長 金 職 沢 務 市	後 期
長 金 職 沢 務 市								
後 期								

別表オの表介護保険事務用市長職務代理者印1号の項中「介護保険標準負担額減額認定証」を「介護保険負担限度額認定証」に改め、同オの表老人保健事務用市長職務代理者印の項を削る。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第25号

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則（平成3年規則第44号）の一部を次のように改める。
別表中「80円」を「50円」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

平成20年(2008年)3月31日 印刷
平成20年(2008年)3月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
カネモト印刷(株)